

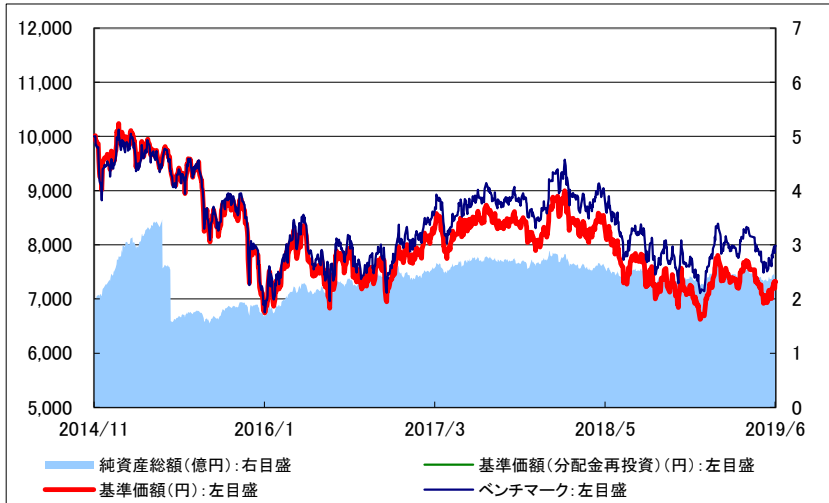
# SMT 新興国REITインデックス・オープン

追加型投信／海外／不動産投信／インデックス型

当初設定日：2014年11月28日

作成基準日：2019年6月28日

## 基準価額の推移



- ※ データは、当初設定日から作成基準日までを表示しています。
- ※ 基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。
- ※ 基準価額は、信託報酬控除後です。
- ※ ベンチマークは、S&P新興国REIT指数(配当込み、円換算ベース)です。当初設定日を10,000として指数化しています。

## 基準価額、純資産総額

	当月末	前月末比
基準価額	7,318 円	+ 303 円
純資産総額	2.47 億円	+ 0.12 億円

## 期間別騰落率

	ファンド	ベンチマーク	差
1か月	4.32%	3.84%	0.48%
3か月	1.71%	2.83%	-1.12%
6か月	8.95%	11.13%	-2.19%
1年	-0.80%	2.34%	-3.14%
3年	-0.80%	5.77%	-6.57%
設定来	-26.82%	-20.19%	-6.63%

※ ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しています。

S&P新興国REIT指数(以下「当インデックス」とは、S&P Dow Jones Indices LLC(以下「SPDJI」)が公表する指数で、新興国に上場するREIT(不動産投資信託証券)及び同様の制度に基づく銘柄の浮動株修正時価総額に基づいて算出されます。「円換算ベース」は、ドルベース指数をもとに当社が独自に円換算した指数です。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した指数です。

当インデックスは、S&P Globalの一部門であるSPDJIの商品であり、これを利用するライセンスが当社に付与されています。Standard & Poor's<sup>®</sup>およびS&P<sup>®</sup>は、S&P Globalの一部門であるStandard & Poor's Financial Services LLC(以下「S&P」)の登録商標で、Dow Jones<sup>®</sup>はDow Jones Trademark Holdings LLC(以下「Dow Jones」)の登録商標であり、これらの商標を利用するライセンスがSPDJIに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが当社にそれぞれ付与されています。当ファンドは、SPDJI、Dow Jones、S&Pまたはそれぞれの関連会社によって支援、保証、販売、または販売促進されているものではなく、これら関係者のいずれも、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、当インデックスの誤り、欠落、または中断に対して一切の責任も負いません。

## 分配の推移(1万口当たり、税引前)

設定来分配金合計額 0 円

決算期	2018年4月	2018年10月	2019年4月
分配金	0 円	0 円	0 円

※ 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

### <本資料のお取扱いにおけるご留意点>

- 本資料は三井住友トラスト・アセットマネジメントが作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。
- ご購入のお申込みの際は最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 投資信託は値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクを伴います。)に投資しますので基準価額は変動します。したがって、投資元本や利回りが保証されるものではありません。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆様へ帰属します。
- 投資信託は預貯金や保険契約とは異なり預金保険機構および保険契約者保護機構等の保護の対象ではありません。また、証券会社以外でご購入いただいた場合は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。
- 本資料は信頼できると判断した各種情報等に基づき作成していますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また、今後予告なく変更される場合があります。
- 本資料中の図表、数値、その他データについては、過去のデータに基づき作成したものであり、将来の成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、将来の市場環境の変動等により運用方針等が変更される場合があります。

## SMT 新興国REITインデックス・オープン

追加型投信／海外／不動産投信／インデックス型

当初設定日 : 2014年11月28日

作成基準日 : 2019年6月28日

## 資産の状況

※ 当ページの数値はマザーファンドベースです。

## 資産内容

新興国REIT	97.97%
新興国REIT先物取引	0.00%
短期金融資産等	2.03%
合計	100.00%

※ 対純資産総額比です。

## 組入上位10カ国・地域

	国・地域	比率
1	南アフリカ	52.43%
2	メキシコ	23.06%
3	タイ	13.13%
4	マレーシア	7.39%
5	トルコ	1.29%
6	サウジアラビア	0.67%
7	-	-
8	-	-
9	-	-
10	-	-

※ 対純資産総額比です。

## 組入上位10通貨

	通貨	比率
1	南アフリカ・ランド	52.43%
2	メキシコ・ペソ	23.06%
3	タイ・バーツ	13.13%
4	マレーシア・リンギット	7.39%
5	トルコ・リラ	1.29%
6	サウジアラビア・リヤル	0.67%
7	-	-
8	-	-
9	-	-
10	-	-

※ 対純資産総額比です。

## 組入上位10銘柄

	銘柄	国・地域	比率
1	GROWTHPOINT PROPERTIES LTD	南アフリカ	14.32%
2	FIBRA UNO ADMINISTRACION SA	メキシコ	11.22%
3	REDEFINE PROPERTIES LTD	南アフリカ	9.85%
4	FORTRESS REIT LTD-A	南アフリカ	5.10%
5	CPN RETAIL GROWTH LEASEHOLD	タイ	4.57%
6	RESILIENT REIT LTD	南アフリカ	4.12%
7	HYPROP INVESTMENTS LTD-UTS	南アフリカ	3.61%
8	TESCO LOTUS RETAIL GROWTH FR	タイ	3.58%
9	PLA ADMINISTRADORA INDUSTRIA	メキシコ	3.55%
10	VUKILE PROPERTY FUND LTD	南アフリカ	3.46%

※ 対純資産総額比です。

組入銘柄数 : 39

## 市場動向

新興国REIT市場は上昇しました。

タイREIT市場は、民政移管選挙後の新政権による経済政策への期待が高まったことや、長期金利の低下が好感されたことなどから大きく上昇しました。南アフリカREIT市場は、市場予想を下回る2019年1-3月期実質GDP(国内総生産)成長率などを背景に下落する場面もありましたが、月後半は南アフリカ・ランドの上昇を受けて投資家心理が改善し、堅調に推移しました。メキシコREIT市場は、米国がメキシコからの全輸入品に対する関税の発動を見送ったことなどが好感されて上昇しました。マレーシアREIT市場は、長期金利の低下を背景に底堅く推移しました。

&lt;本資料のお取扱いにおけるご留意点&gt;を必ずお読みください。

## SMT 新興国REITインデックス・オープン

追加型投信／海外／不動産投信／インデックス型

当初設定日 : 2014年11月28日

作成基準日 : 2019年6月28日

## ファンドの特色

1. 新興国の金融商品取引所等(これに準ずるものを含みます。)に上場しているREITを主要投資対象とし、ファミリーファンド方式で運用を行います。
2. S&P新興国REIT指数(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果を目指します。

## 投資リスク

## 《基準価額の変動要因》

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。  
従って、**投資者の皆様のご投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。**
- **信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様にご帰属します。**
- **投資信託は預貯金と異なります。**

## 【リート価格変動リスク】

リート価格は、不動産市況(不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等)、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、リート及びリートの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。

## 【為替変動リスク】

為替相場は、各国の経済状況、政治情勢等の様々な要因により変動します。投資先の通貨に対して円高となった場合には、基準価額の下落要因となります。

## 【信用リスク】

有価証券の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。

## 【カントリーリスク】

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。

## 【流動性リスク】

時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。

※ 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## 《その他の留意点》

- ファンドは、S&P新興国REIT指数(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果を目標として運用を行いますが、ファンドへの入出金、個別銘柄の実質組入比率の違い、売買コストや信託報酬等の影響等から、ファンドの基準価額騰落率と上記インデックスの騰落率は必ずしも一致しません。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。  
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。  
投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。

## SMT 新興国REITインデックス・オープン

追加型投信／海外／不動産投信／インデックス型

当初設定日 : 2014年11月28日

作成基準日 : 2019年6月28日

## お申込みメモ

- 購入単位 … 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 購入価額 … 購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。  
(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
- 換金単位 … 販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 換金価額 … 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。
- 換金代金 … 原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。
- 申込締切時間 … 原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。
- 購入・換金申込受付不可日 … 申込日当日が、投資対象国・地域の休日等当該日の購入・換金のお申込みを受け付けることにより投資信託財産の効率的な運用を妨げるおそれがあると委託会社が合理的に判断する別に定める日※に該当する場合は、購入・換金のお申込みを受け付けません。とします。  
※2019年1月22日現在、以下に該当する日とします。  
ヨハネスブルグ証券取引所の休業日  
メキシコ証券取引所の休業日  
マレーシア証券取引所の休業日  
なお「別に定める日」はベンチマーク構成国の変更等により今後変更となる場合があります。  
最新の情報につきましては販売会社にお問い合わせください。
- 換金制限 … ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
- 購入・換金申込受付の中止及び取消し … 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。
- 信託期間 … 無期限(2014年11月28日設定)
- 繰上償還 … 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。  
・受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合  
・ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合  
・やむを得ない事情が発生した場合
- 決算日 … 毎年4月、10月の各20日(休業日の場合は翌営業日)です。
- 収益分配 … 年2回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。
- 課税関係 … 課税上は株式投資信託として取り扱われます。  
公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度及び未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。  
なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。

## ファンドの費用

## 《投資者が直接的に負担する費用》

## ■ 購入時手数料

購入申込受付日の翌営業日の基準価額に**3.24%(税抜3.0%)を上限**として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ■ 信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に**0.3%**の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

## 《投資者が信託財産で間接的に負担する費用》

## ■ 運用管理費用(信託報酬)

純資産総額に対して**年率0.648%(税抜0.6%)**

## ■ その他の費用・手数料

監査費用、有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額等をその都度(監査費用は日々)、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※ 上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。  
また、上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託証券の費用は表示しておりません。

※ 詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「お申込みメモ」、「ファンドの費用・税金」をご覧ください。

<本資料のお取扱いにおけるご留意点>を必ずお読みください。

